

新婚生活を応援します！ 令和5年度 白河市新婚生活スタート応援事業

結婚を機に市内で新生活を始められる新婚世帯に住居費や引越費用を補助します！



| 概 要 | | |
|---|---|---------------------------------------|
| どんな世帯が対象なの？ | 主に次の①～⑥の要件を満たす世帯です。 | |
| | ① 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻した世帯 ※『継続補助』の場合、令和4年度に白河市で交付を受けている世帯 | |
| | ② 令和5年度(令和4年)の所得について、ご夫婦合わせて500万円未満の世帯 ※奨学金を返済している世帯は奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除 (注)「ご夫婦の所得500万円」を年収換算すると、約677万円程度となります。 | |
| | ③ ご夫婦ともに婚姻日において年齢が39歳以下の世帯 | |
| | ④ ご夫婦ともに交付申請日において市内の新居に住民登録がある世帯 ※令和6年度で『継続補助』を申請する予定の方は、新居の予定地が市内であること | |
| | ⑤ 白河市に定住する意思がある世帯 ⑥ 対象となる費用について、他に市が行う別の補助を受けていない世帯 | |
| どんな費用が対象なの？ (※令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払ったものに限り) | ・新居の住居費 | ア. 新居の購入費 イ. 新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 |
| | ・新居への引越し費用 | ウ. 引越業者や運送業者に支払った引越し費用 |
| | ・リフォーム費用 | エ. 住宅リフォーム費用(修繕、増築、改築、設備更新等) |
| いくら補助になるの？ | 上記のア～エを合わせた金額について、下記の金額を補助します。 ・婚姻日時点で夫婦の年齢がいずれも29歳以下： 上限60万円 ・婚姻日時点で夫婦いずれかの年齢が30～39歳： 上限30万円 | |
| 継続補助について | 令和4年度に白河市で交付を受けていて、補助金が上限に達していない場合、令和5年度にも継続して申請することで、引き続き補助が受けられます。 なお、上限は30万円です。 | |
| 申請期間 | ・事前申請受付期間：第1期 令和5年5月8日～令和5年9月29日まで 第2期 令和5年10月2日～令和6年2月29日まで ※予算額に達した場合、早期に受付を終了することがあります。 | |

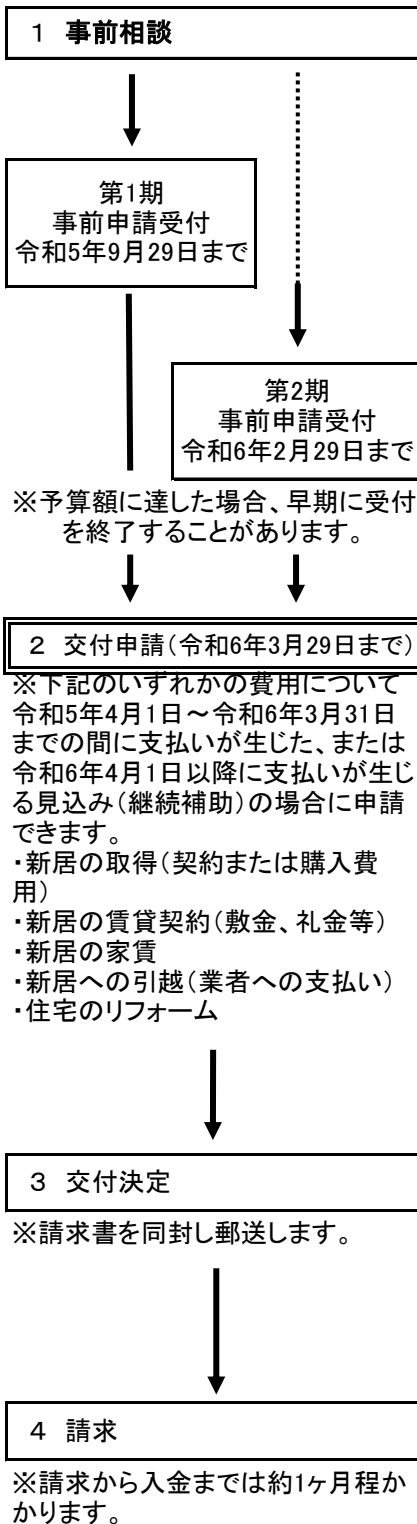
申請の流れや、必要な書類については裏面をご参照ください。

申請方法

- 1 事前相談及び事前申請 予め事前相談・事前申請にて手続の手順や方法を確認してください。
- 2 交付申請 事前申請を受付けたのち、交付申請を受付けます。※予算額に達した場合、早期に受付を終了することがあります。
- 3 交付決定 交付申請書類の審査後、交付決定通知書及び請求書を送付いたします。
- 4 請求 請求書とともに振込先の通帳をお持ちください。※家賃補助の場合、家賃の支払いの証明が必要となります。

申請の流れ

申請に必要な書類



【2 交付申請時の提出書類】

共通書類

- 白河市新婚生活スタート応援事業補助金申請書(要綱第1号様式)
- 住民票(市内の住宅に転居若しくは転入後のもの)
- 戸籍謄本など(夫婦の記載、婚姻日のわかるもの)
- 所得課税証明書(夫婦ともに、申請日時における直近のもの)
- 納税証明書(夫婦ともに)(非課税の者においては非課税証明書)
- 貸与型奨学金の年間返済額がわかるもの(返済している場合のみ)
- その他市長が必要と認める書類

※貸与型奨学金の年間返済額がわからない場合

- 貸与型奨学金返済証明書(要綱第5号様式)

◎申請内容により、共通書類に加えて次の書類が追加で必要になる。

【住居を取得した場合】

- 工事請負契約書又は売買契約書の写し(契約者、契約日、取得に要した金額等が分かるもの)
- 住宅の図面、建物登記簿の全部事項証明、検査済証(確認済証)等の写し
- 固定資産評価額証明書(土地付き住宅を取得した場合に限る。)
- 住宅の耐震診断を受けたことが確認出来る書類(昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅である場合に限る。)

【住居を賃貸契約した場合】

- 賃貸借契約書の写し(契約者、対象経費額、家賃支払い時期等が分かるもの)
- 対象経費の支払いが確認できる書類(領収書または通帳の写し等)
- 住宅手当支給証明書(要綱第4号様式)

※賃貸契約書の写しで家賃内訳が不明確な場合のみ提出

- 家賃内訳証明書(要綱第6号様式)

【業者を利用して引越しを行った場合】

※引越業者または運送業者への支払いをした場合のみ補助の対象

- 対象経費の支払いが確認できる書類(領収書等)

※引越しに係る領収書が無い場合のみ提出

- 引越費用証明書(要綱第7号様式)

【住宅のリフォーム工事を行った場合】

- 工事請負契約書又は請求書
- 対象経費の支払いが確認できる書類(領収書等)

【4 交付請求時の提出書類】

- 補助金交付請求書(要綱第9号様式)
- 振込先の通帳の写し(念のため通帳もご持参ください)

・受付場所 : 白河市役所 企画政策課 移住定住推進係 (白河市役所3階) TEL0248-22-1111(内線2330)

・受付時間 : 午前 8:30 ~ 12:00 午後 1:00 ~ 5:15 ※土日祝日 & 12/29 ~ 1/3を除く